

洗濯（クリーニング）施設を計画する事業者の方へ

1. 洗濯（クリーニング）施設について

洗濯施設を有する事業場の事業者は『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』に基づく工場の認可申請または指定作業場の届出が必要です。

資源環境部 環境政策課 環境政策担当（工場認可・指導）（TEL5744-1369）に相談してください。

また、建築基準法により工場の規模に制限がかかる場合があります。

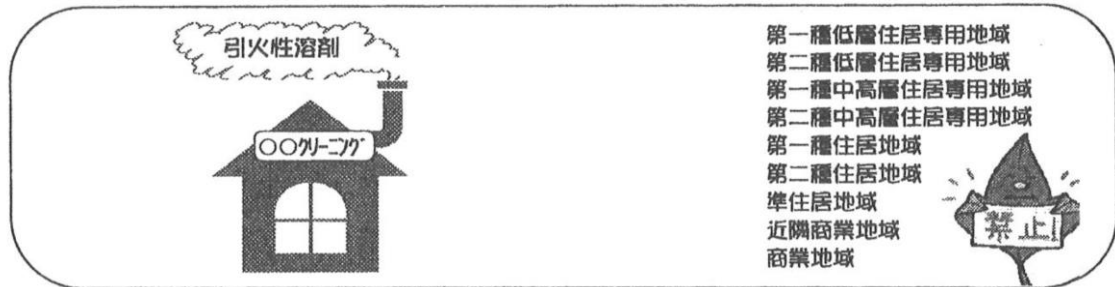
まちづくり推進部建築審査課（TEL5744-1388・1392）に相談してください。

2. ドライクリーニングの溶剤について

（1）引火性溶剤に関する規制

引火性溶剤を用いるドライクリーニングは建築基準法により、以下の地域ではできません。

まちづくり推進部建築審査課（TEL5744-1388・1392）に相談してください。



（2）テトラクロロエチレンに関する規制

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により、学校又は病院の敷地の周囲百メートルではテトラクロロエチレンを用いるドライクリーニングは原則できません。

資源環境部 環境政策課 環境政策担当（工場認可・指導）（TEL5744-1369）に相談してください。

